

議 案 第 9 4 号

松戸市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

財団法人松戸市都市整備公社が平成25年3月31日付けをもって解散することに伴い、同公社が設置し、管理していた21世紀の森と広場周辺の駐車場を市に移管するため。

松戸市駐車場条例の一部を改正する条例

松戸市駐車場条例（昭和 6 0 年松戸市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

2 1 世紀の森と広場東駐車場	松戸市千駄堀 6 4 9 番地の 1
2 1 世紀の森と広場東第 2 駐車場	松戸市千駄堀 6 5 1 番地の 1
2 1 世紀の森と広場南駐車場	松戸市千駄堀 9 0 9 番地の 1
2 1 世紀の森と広場西駐車場	松戸市千駄堀 5 番地
2 1 世紀の森と広場北駐車場	松戸市千駄堀 4 5 9 番地

第 3 条第 1 項中「午前零時から午後 1 2 時まで」を「別表第 1 に掲げるとおり」に改める。

第 4 条の表に次のように加える。

2 1 世紀の森と広場東駐車場	(1) 道路運送車両法施行規則別表第 1 に掲げる普通自動車のうち、長さ 1 2.0 0 メートル、幅 2.5 0 メートルをそれぞれ超えないもの (2) 道路運送車両法施行規則別表第 1 に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のもの
2 1 世紀の森と広場東第 2 駐車場	(1) 道路運送車両法施行規則別表第 1 に掲げる普通自動車のうち、長さ 5.5 0 メートル、幅 1.9 0 メートルをそれぞれ超えないもの (2) 道路運送車両法施行規則別表第 1 に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のもの
2 1 世紀の森と広場南駐車場	
2 1 世紀の森と広場西駐車場	
2 1 世紀の森と広場北駐車場	

第 5 条第 1 項中「出庫」を「入庫又は出庫」に、「別表第 1 」を「別表第 2 」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第 6 条第 3 項中「別表第 2 」を「別表第 3 」に改める。

別表第 2 備考中「（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）」を削り、同表を別表第 3 とする。

別表第 1 に次のように加え、同表を別表第 2 とする。

2 1 世 紀 の 森 と 広 場 東 駐 車 場	—	(1) 道路運送車両法施行規則別表第 1 に掲 げる普通自動車のうち、長さ 1 2.0 0 メ ートル、幅 2.5 0 メートルをそれぞれ超 えないもの（次号に規定するものを除 く。） 1 回につき 2,0 0 0 円 (2) 道路運送車両法施行規則別表第 1 に掲 げる普通自動車のうち、長さ 5.5 0 メー トル、幅 1.9 0 メートルをそれぞれ超え ないもの 1 回につき 5 0 0 円 (3) 道路運送車両法施行規則別表第 1 に掲 げる小型自動車及び軽自動車のうち二輪 自動車以外のもの 1 回につき 5 0 0 円
2 1 世 紀 の 森 と 広 場 西 駐 車 場	—	最初の 1 時間まで 1 0 0 円 1 時間から 2 時間まで 2 0 0 円 2 時間から 3 時間まで 3 0 0 円 3 時間以上（利用時間が不明な場合を含 む。） 5 0 0 円
2 1 世 紀 の 森 と 広 場 東 第 2 駐 車 場	—	1 回につき 5 0 0 円
2 1 世 紀 の 森 と 広 場 南 駐 車 場		
2 1 世 紀 の 森 と 広 場 北 駐 車 場		

附則の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 （第 3 条関係）

名 称	供用時間
松 戸 駅 西 口 地 下 駐 車 場	午前零時から午後 1 2 時まで
松 戸 市 役 所 駐 車 場	
2 1 世 紀 の 森 と 広 場 東 駐 車 場	(1) 通常期間及び冬期 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（ただし、市長が必要と認める場合にあつ ては、午後 1 0 時 3 0 分までとする。） (2) 夏期 午前 8 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分まで

	(ただし、市長が必要と認める場合にあつては、午後１０時３０分までとする。)
２１世紀の森と広場東第２駐車場	(1) 通常期間及び冬期のうち市長が定める日 午前８時３０分から午後５時まで（ただし、市長が必要と認める場合にあつては、午後１０時３０分までとする。） (2) 夏期のうち市長が定める日 午前８時３０分から午後６時３０分まで（ただし、市長が必要と認める場合にあつては、午後１０時３０分までとする。）
２１世紀の森と広場南駐車場	(1) 通常期間の休日 午前９時から午後５時まで (2) 夏期の休日 午前９時から午後６時３０分まで (3) 冬期の休日 午前９時から午後４時３０分まで
２１世紀の森と広場西駐車場	(1) 通常期間 午前９時から午後５時まで (2) 夏期 午前９時から午後６時３０分まで (3) 冬期 午前９時から午後４時３０分まで
２１世紀の森と広場北駐車場	

備考

- この表において「通常期間」とは、１月２日から１２月２９日までのうち、夏期及び冬期以外の期間をいう。
- この表において「夏期」とは、７月２１日から８月２０日までの期間をいう。
- この表において「冬期」とは、１月２日から２月末日まで及び１１月１日から１２月２９日までの期間をいう。
- この表において「休日」とは、１月２日から１２月２９日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日をいう。

附 則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。